

熊谷市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和8年2月18日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度行政センター定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター

(2) 対象事務

令和6、7年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務 ① 必要な帳簿類は整備されているか。
② 帳票等と現金は合算しているか。
③ 納入の通知は適正に行われているか。
④ 債権の適正な管理が行われているか。
- (2) 支出事務 ① 必要な手続は行われているか。
② 適正な支出となっているか。
- (3) 契約事務 ① 安易に随意契約を採用していないか。
② 完了報告を漏れなく受領しているか。
③ 檢査結果通知書等は作成されているか。
④ 履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。
- (4) 補助金 ① 交付に当たって根拠等審査は適切か。
② 実績報告書を提出させているか。
③ 補助金の支出や精算が規則等に基づき適正に行われているか。
- (5) 負担金 ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
② 負担効果の点から整理すべきものはないか。
- (6) 財産管理 ① 備品の登録に漏れはないか。
② 返納手続をせずに処分していないか。
- (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

(1) 収入事務

- ① 現金出納簿
- ② 切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿
- ③ 「農林水産業使用料」のうち収入未済に係る債権管理事務書類
- ④ 「雑入」のうち収入未済に係る債権管理事務書類
- ⑤ 土地貸付収入
- ⑥ 江南庁舎等使用料
- ⑦ 江南地域食材供給施設ガス等使用料収入

(2) 支出事務

- ① 農産物直売所維持管理経費「施設その他修繕料」
- ② めぬまアグリパーク維持管理経費「器具購入費」
- ③ 江南地域食材供給施設維持管理経費「器具修繕料」

(3) 契約事務

- ① 大里庁舎総合管理業務委託
- ② 農産物直売所浄化槽保守点検業務委託
- ③ 農産物直売所浄化槽清掃業務委託
- ④ 熊谷市妻沼勤労福祉会館指定管理業務
- ⑤ めぬまアグリパーク施設管理業務委託
- ⑥ 福川河川防災ステーション除草業務委託
- ⑦ 江南勤労福祉センター管理業務委託

(4) 補助金

- ① 熊谷市防犯灯設置費補助金
- ② 熊谷市長寿クラブ補助金（妻沼支部分）
- ③ 江南園芸振興協議会活動事業費補助金

(5) 負担金

- ① 消防団員等公務災害補償等共済基金
- ② 水利施設管理強化事業負担金

(6) 財産管理

備品台帳一覧表

(7) その他

- ① 出勤簿
- ② 時間外勤務集計データ
- ③ 準公金関係書類

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター

(2) 監査期間

令和7年10月2日から令和7年11月26日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

- ① 農産物直売所使用料及び大里農産物加工施設使用料等の収入未済金について、債権管理台帳が作成されていなかったので、熊谷市債権管理条例第5条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【大里行政センター】
- ② 蔵書等複写実費徴収金について、現金出納簿を作成していなかったので、熊谷市会計事務規則第90条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
【妻沼行政センター】
- ③ 江南庁舎等使用料及び江南地域食材供給施設ガス等使用料収入について、納付書の納期限が設定されていないものや、納期限が調定日から20日以内となっていないものがあったので、熊谷市会計事務規則第21条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【江南行政センター】
- ④ クマP A Y売払収入、葬斎施設使用料・戸籍住民基本台帳手数料について、3万円を超える現金の払込みが即日又は翌日までに行われていないものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
【江南行政センター】

(2) 支出事務

指摘事項なし。

(3) 契約事務

- ① 大里庁舎総合管理業務委託、農産物直売所浄化槽清掃業務委託及びぬまアグリパーク施設管理業務委託について、仕様書等に基づき受託者から提出された書類を文書收受していなかったので、熊谷市文書管理規程第12条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
【大里行政センター、妻沼行政センター】
- ② 農産物直売所浄化槽保守点検業務委託について、完了報告書の收受及び検査結果の通知を行っていなかったので、熊谷市文書管理規程第12条及び熊谷市保守点検等に関する業務委託契約約款第13条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【大里行政センター】
- ③ 江南勤労福祉センター管理業務委託について、受注者から約款で定められた業務の履行に関する報告書の提出を受けていなかったので、業務委託に関する約款第12条に基づき、適正な履行確認を行うべきである。
【江南行政センター】

(4) 補助金

指摘事項なし。

(5) 負担金

指摘事項なし。

(6) 財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター】

(7) その他

① 準公金の通帳届出印について、準公金管理者による管理となっていたので、熊谷市準公金取扱要綱第6条第1項第5号に基づき、適正な管理を行うべきである。 【妻沼行政センター、江南行政センター】

② 江南大豆生産組合連絡協議会の会計処理において、立替払いが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【江南行政センター】

③ 交通災害共済について、3万円を超える現金を課内で保管していることが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱第3条及び第5条に基づき、適正な管理を行うべきである。 【江南行政センター】

④ 紙文書の收受について、收受印の押印がないものや文書番号の記入がないものが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第12条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【妻沼行政センター】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

めぬまアグリパークにおけるクマPAY等の導入について

当該施設内にある地域振興施設「めぬぱる」においては、現在、支払方法が現金のみに限定されている。利用者の利便性向上を図るとともに、本市が重点的に取り組んでいるスマートシティの推進及び地域経済の活性化に資するため、地域電子マネー「クマPAY」をはじめとするキャッシュレス決済の導入を積極的に推進すべきである。